

令和3年度農業委員会総会・

令和3年5月 農業委員会定例会

議 事 録

1. 開催日時 令和3年5月25日(火) 13:30～14:50

2. 開催場所 韮崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(13名)

農業委員

1番 柳本 進
2番 菊島 博文(欠席)
3番 横内 知恵美
4番 保坂 耕
5番 小澤 和茂
6番 保阪 幸彦
7番 上野 公(欠席)
8番 古屋 一光
9番 河西 孝雄
10番 佐藤 安茂(欠席)
11番 小澤 辰雄
12番 小田切 悦男
13番 久保田 豊一(欠席)
14番 矢崎 良夫
15番 野田 源一郎
16番 小澤 洋行(欠席)
17番 堀川 茂憲
18番 浅川 節子
19番 新奥 長生(欠席)

農地利用最適化推進委員

20番 向山 清彦
21番 石川 豊
22番 横森 隆次
23番 横森 孝徳
24番 小泉 泰夫
25番 田中 武久(欠席)
26番 石合 榮之
27番 山本 弘行
28番 加賀爪 悦夫
29番 駒井 正一
30番 笹本 勝造
31番 切刀 茂樹
32番 土橋 明(欠席)
33番 堀川 喜美雄

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 令和2年度韮崎市農業委員会業務報告について

議案第2号 令和2年度農地法に基づく処理業務報告について

議案第3号 令和2年度農業者年金業務報告について

議案第4号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

議案第5号 令和3年度目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

議案第 6 号	農地法第 3 条の規定による申請の承認について	1 件
議案第 7 号	農地法第 4 条の規定による申請の承認について	1 件
議案第 8 号	農地法第 5 条の規定による申請の承認について	4 件
議案第 9 号	農地法第 5 条事業計画変更申請の承認について	1 件
議案第 10 号	経営基盤強化促進法第 18 条の規定による 農地利用集積計画の承認について	5 件
議案第 11 号	経営基盤強化促進法第 18 条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	4 件
報告第 1 号	農地法第 3 条第 3 項の規定による届出について	1 件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：東條 匡志

書記：小倉 利仁・越石 早織

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和 3 年農業委員会総会及び令和 3 年 5 月農業委員会定例会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

続きまして、内藤市長よりあいさつをお願いいたします。

<市 長>

(市長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。内藤市長におかれましては、他の公務があるため退席させていただきます。

<事務局長>

それでは、葦崎市農業委員会会議規則第 5 条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員 19 名中 13 名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第 16 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、3 番 横内 知恵美 委員・5 番 小澤 和茂 職務代理をお願いいたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号から3号までは令和2年度の事業報告になります。議案第4号及び第5号につきましては、令和2年度活動の点検・評価及び令和3年度の活動計画になります。

議案第6号	農地法第3条の規定による申請の承認について	1件	30 m ²
議案第7号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件	1,204 m ²
議案第8号	農地法第5条の規定による申請の承認について	4件	1,769 m ²
議案第9号	農地法第5条事業計画変更申請の承認について	1件	941 m ²
議案第10号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について	5件	14,993.19 m ²
議案第11号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の承認について	4件	7,684.62 m ²
報告第1号	農地法第3条第3項の規定による届出について	1件	1,076 m ²
合計		17件	27,697.81 m ²

となります。

次に、会務報告ですが、5月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席いたしました。

<議長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号「令和2年度韮崎市農業委員会業務報告について」、議案第2号「令和2年度農地法等に基づく処理業務報告について」、議案第3号「令和2年度農業者年金業務報告について」、以上3案件につきましては、一括して議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、農業委員会総会議案集の1ページをご覧ください。

<事務局>

(議案第1号・議案第2号・議案第3号、説明)

<議長>

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは議案第1号、議案第2号、議案第3号について承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号、議案第2号、議案第3号については原案のとおり承認いたします。

<議 長>

次に議案第4号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、総会議案集の6ページをご覧ください。

<事務局>

(議案第4号、説明)

<議 長>

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは議案第4号について承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号については原案のとおり承認いたします。よって、(案)の削除をお願いいたします。

<議 長>

次に議案第5号「令和3年度目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、総会議案集の11ページをご覧ください。

<事務局>

(議案第5号、説明)

<議長>

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

<古屋委員>

「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」の中にある管内農地面積と「Ⅳ遊休農地に関する措置」の中にある管内農地面積の面積が違うのはどうしてですか？

<事務局>

「Ⅳ遊休農地に関する措置」の中にある管内農地面積は、「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」の中にある管内農地面積に農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した農地法第32条第1項第1号の遊休農地の面積を加えているからです。

<議長>

よろしいですか。他に質問がありますか？

(他に質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは議案第5号について承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第5号については原案のとおり承認いたします。よって、(案)の削除をお願いいたします。

<議長>

それでは、議案第6号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが1件であります。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)経営拡張のための所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号、申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第6号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第7号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集2ページをご覧ください。今月の農地法4条の許可申請は、1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町南下條水無、埋蔵文化財試掘調査のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をいたします。

申請番号1番：保阪（幸）委員

<議長>

報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第7号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第7号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第8号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事 務 局>

それでは、議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、4件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中島一丁目、貸駐車場のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中島一丁目、個人住宅建設のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は円野町下円井下幅下、工場敷地拡張のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條南割大御勅使、個人住宅建設のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番及び2番：柳本会長
申請番号3番 ：山本委員
申請番号4番 ：功刀委員
（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第8号、1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第8号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第9号「農地法第5条事業計画変更申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集4ページをご覧ください。今月の農地法第5条事業計画変更申請は、1件となっております。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は穂坂町宮久保三百水、工場敷地拡張(駐車場)の申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

申請番号1番：横森(隆)委員
(委員より現地調査に基づく説明)

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第9号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第9号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第10号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については5件となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)使用貸借権、作物：水稲、期間：5年、新規設定です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)貸貸借権、作物：水稲、期間：1年、新規設定です。

申請番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)使用貸借権、作物：水稲、期間：5年、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：10年、再設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：5年、再設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第10号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

全員賛成ですので、議案第10号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第11号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

<事務局>

議案集の8ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については4件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：畑、作物：ぶどう、期間：10年6ヶ月です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：田、作物：ぶどう、期間：10年6ヶ月です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：田、作物：野菜、期間：10年6ヶ月です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：田、作物：水稻、期間：10年6ヶ月です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第11号、「経営基盤強化促進法第1

8条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

全員賛成ですので、議案第11号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号について説明いたします。「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」1件、議案集10ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町下條中割宮前道、相続による所有権移転の申請であります。

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（その他の件について、事務局より説明）

質疑等ございますか？

(質疑なし)

<事務局長>

小澤職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

<職務代理>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和3年度農業委員会総会及び令和3年5月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小倉 利仁・越石 早織